

論点6について

地域福祉に関する法律上の規定（例）①

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

第一条（目的） この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第四条（地域福祉の推進） 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第五条（福祉サービスの提供の原則） 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

第六条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務） 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第一百七条（市町村地域福祉計画） 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）

第二条（定義） この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

地域福祉に関する法律上の規定（例）②

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

第五条（国及び地方公共団体の責務）

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）

第一条（目的）この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第三条（地域社会における共生等）第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

第一条の二（基本理念）障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第二条（基本理念）子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

参考（各計画関係）

○老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)

第二十条の八(市町村老人福祉計画) 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

○介護保険法(平成九年法律第百二十三号)

第百十七条(市町村介護保険事業計画) 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)

第五条(市町村計画) 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該市町村の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(以下「市町村計画」という。)を作成することができる。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)

第八十八条(市町村障害福祉計画) 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

○子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

第六十一条(市町村子ども・子育て支援事業計画) 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

地域福祉計画について

概要

- 平成12年6月の社会福祉法の制定時に、地域福祉の推進(第4条)が位置づけられるとともに、地域福祉計画の策定について新たに規定される。
- 「市町村地域福祉計画」(第107条)と「都道府県地域福祉支援計画」(第108条)からなり、いずれも行政計画で策定は自治事務である。

計画期間は、他の計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当であるとしている(※)。

※「市町村の地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」(平成14年1月28日)

計画に盛り込むべき事項

【市町村地域福祉計画】

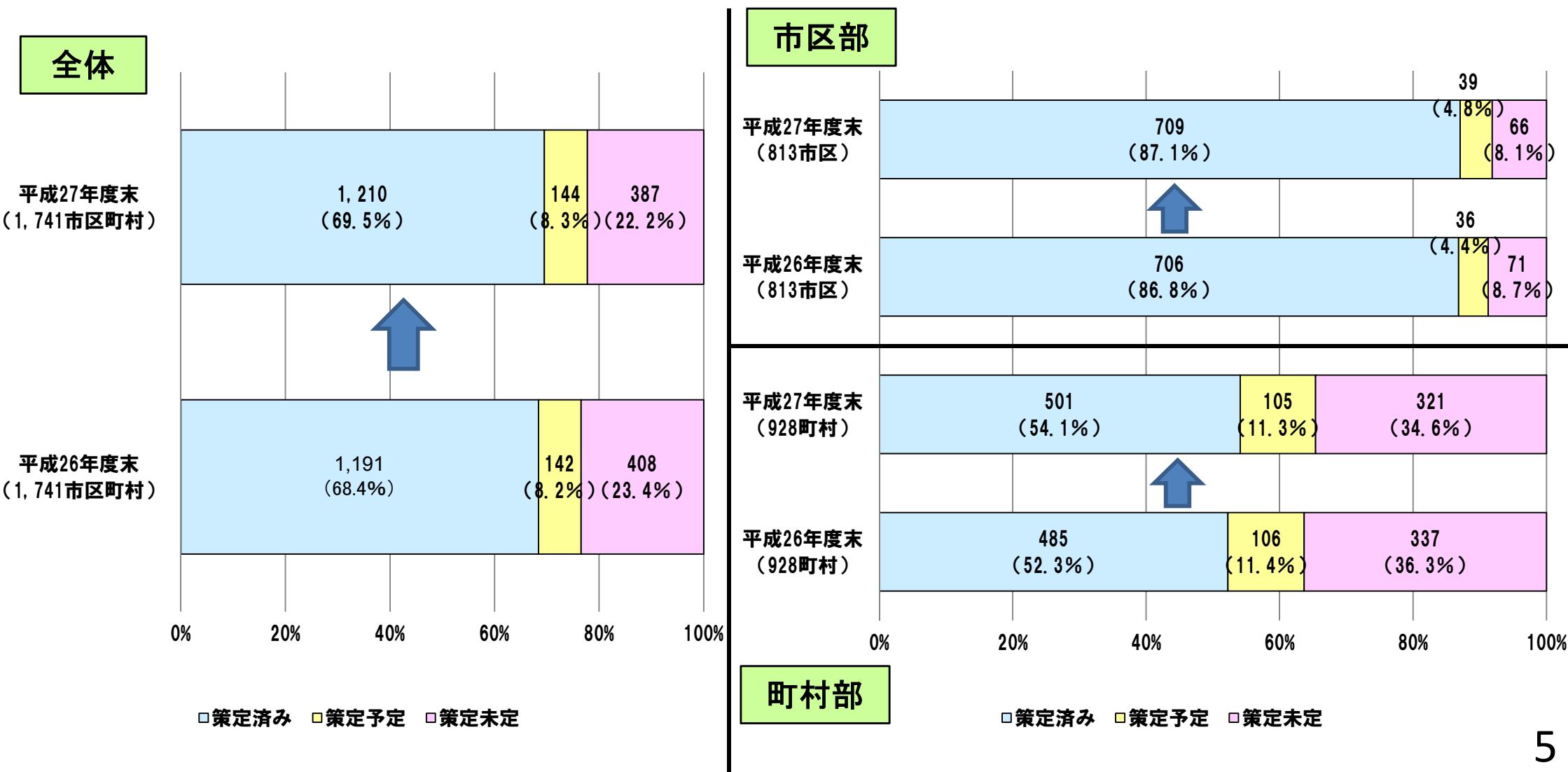
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
→福祉サービスの目標、目標達成のための戦略、利用者の権利擁護 等
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
→社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進と公的サービスの連携による公私協働の実現
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
→地域住民、ボランティア団体等の社会福祉活動への支援、住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進、地域福祉を推進する人材の養成

【都道府県地域支援計画】

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

地域福祉計画の策定状況について

- 全1,741市区町村のうち、1,210市区町村(69.5%)が「策定済み」である。
- 市区部と町村部における策定率は、市区部87.1%に対し、町村部54.1%となっており、市区部と町村部の間には、約1.4倍の開きがある。人口規模が小さい自治体ほど策定率が低い傾向にある。



「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」

(平成5年4月14日 厚生省告示第117号)

第1 福祉活動参加促進に当たっての考え方

- ①自主性の尊重、②公的サービスとの役割分担と連携、③地域福祉の総合的推進、④皆が支え合う福祉コミュニティづくり

第2 具体的措置

① 福祉活動に対する理解の促進

- ・児童・生徒をはじめとして、生涯を通じた福祉教育の推進
- ・全国大会、広報、モデル事業等多様な方法による啓発普及
- ・各種表彰制度の整備、採用や入学選抜等におけるボランティア活動実績の考慮等社会的評価のシステムづくりを検討

② 福祉活動の条件整備

- ・養成研修の充実強化及びボランティア保険の普及
- ・国、県、市町村各段階でのボランティアセンターの整備と機能の充実
- ・モデル事業の推進によるネットワークづくりの推進
- ・社会福祉施設等の受け入れ体制の整備

③ 住民参加型福祉サービス供給組織の活動

- ・会員制、互酬制、有償制に特色があり、福祉活動の多様な選択肢として国民の理解の増進が必要
- ・活動が円滑かつ継続的に行われるよう各団体の連携強化、担い手の確保等を支援

④ 企業及び労働組合の社会貢献活動

- ・官民共同の調査研究、職員に対する教育研修、各種情報提供等による支援
- ・ボランティア休暇制度、税制上の措置等の条件整備

⑤ 地方公共団体における社会福祉に関する活動への参加の促進のための支援

- ・地域福祉基金等の積極的活用
- ・市町村における支援体制の強化

《根拠》 社会福祉法

第89条 厚生労働大臣は、社会福祉事業の適正な実施を確保し、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために、社会福祉事業等に従事する者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一～三（略）

四 国民の社会福祉事業等に対する理解を深め、国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置の内容に関する事項

住民主体の課題把握や解決にあたり守秘義務が課題となる場面

・例えば、地域住民から課題を聞き取った民生委員や地域包括支援センターの職員等守秘義務を有する者が、専門機関等と話し合って解決策を検討し、住民(守秘義務を有しない者)の協力も得ながら取り組んでいこうという場面で、当該協力を仰ぐ住民との間で、個人の秘密に当たる情報を共有することが難しい。

●民生委員法(昭和23年法律第198号)

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

●介護保険法(平成9年法律第123号)

(地域包括支援センター)

第百十五条の四十六 (略)

2~7 (略)

8 地域包括支援センターの設置者(設置者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9~12 (略)